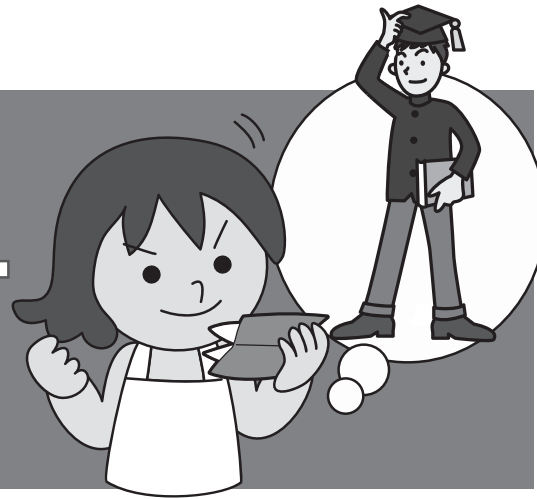


平成25年度 奨学資金貸付 のお知らせ



平成25年度奨学資金貸付の受付を行いますので、希望される方は教育委員会、または町立国保病院で申請手続きをしてください。申請用紙は担当窓口に配置しています。

■貸付資格

保護者がせたな町に住所のある方で、学業人物ともに優秀・健康であって学費の支弁が困難であると認められる方。

なお、その他の制度による奨学資金貸付を受けている方には貸付することが出来ません。

■提出書類

- ①申請書
- ②学校長の推薦書
- ③在学証明書または合格通知書
- ④申請者及び保護者の住民票写
- ⑤同意書（課税状況等調査用）

申請用紙は、
町公式ホームページから
ダウンロードもできます。

■貸付金額等

学校種別	貸付月額	備考
大学院	38,000円	4月上旬までに貸付の可否を通知いたします。
大学	32,000円	
短期大学	23,000円	なお、奨学資金は毎月10日までに貸付いたします。また、貸付終了後は、1年間の据置期間を経過した後、10年以内の元金均等償還となります。（無利子）
高等専門学校(1~3年)	17,000円	
高等専門学校(4・5年)	23,000円	
高等学校	15,000円	
専修学校(専門課程)	23,000円	
専修学校(高等課程)	15,000円	
各種学校	23,000円	
その他の学校	23,000円	

■受付期間

3月19日（火）まで

■提出・問い合わせ先

・教育委員会企画総務課 [担当/千葉]

☎ 0137-84-5111

医療系の方向け

■貸付資格

医療職等養成施設に入学する方又は在学している方で、将来せたな町職員として医療職等の業務に従事しようとする方。

奨学資金を借り受けた期間に相当する期間、医療職種の業務に従事すると、奨学金の返還が免除されます。

■提出書類

- ①申請書
- ②学校長（施設長）の推薦書
- ③身上申告書
- ④戸籍謄本又は住民票の謄本
- ⑤健康診断書
- ⑥写真(名刺判で6ヶ月以内に撮影したもの)

■貸付金額等

学校種別	貸付月額	備考
大学（医師）	200,000円	修学年限を5年とする看護師養成施設について
大学（薬剤師）	60,000円	は、就学時から
放射線技師養成所	60,000円	2年間は、月額
理学療法士養成所	60,000円	45,000円以内と
作業療法士養成所	60,000円	します。
保健師養成所	60,000円	
看護師養成所	60,000円	
准看護師養成所	45,000円	

■受付期間

随時受付

■提出・問い合わせ先

・せたな町立国保病院 [担当/元島]

☎ 0137-84-5321

平成24年分所得税・平成25年度住民税

期間 2月18日～3月15日

詳しい日程及び会場は、本日記配したチラシをご覧ください。



申請 確定

確定申告に必要なもの

■印鑑（認印で可、スタンプ印は不可）

■平成24年分の収入を証明するもの、源泉徴収票など

●パート・アルバイト・年金受給者の方は、源泉徴収票

●保険の外交員の方は、報酬・一時所得・雑所得の支払調書や控除の証明書など、申告に必要と思われる書類もできるだけ持参してください。

■生命保険、地震保険料控除証明書

■国保・社保の任意継続などの領収書

■国民年金保険料控除証明書など（国民年金保険料などの控除を受ける場合）

■預金口座が分かる通帳など（所得税の還付がある方）

■障害者手帳等または認定書（本人または配偶者、扶養家族が障害認定を受けている方）

■支払った医療費の領収書など（入院費給付金や出産育児一時金など医療費から差し引かれる金額があれば分かるようにし、掛かった人・病院ごとの医療費の合計金額を計算して持参）

■住宅借入金等特別控除に関する書類（初めて受ける方のみ。）

確定申告または住民税申告が必要な人とは？

■年末調整をしていない方

年の途中で退職し、再就職後も前職分を含めて年末調整をしていないなど。

■年の途中で退職し、その後勤めていない方

還付申告で所得税が戻る場合があります。

■医療費を自分自身や家族のために支払った方

平成24年1月1日～12月31日までに支払った医療費から入院費給付金や出産育児一時金などを差し引いた額が10万円か所得の5%のいずれか少ない方を上回る場合、医療費控除が受けられます。税金を計算する上での控除ですので、病院の窓口で支払った医療費が戻ってくるわけではありません。

■家を新築や購入、増改築した方

6ヶ月以内に住むなど、一定の要件に当てはまるときに、借入金などの年末残高の合計額などを基として計算した金額を所得税額から控除するものです。所得税額から控除しきれないとき、住民税額から控除できる場合があります。

■生命保険等の満期返戻金などがあつた方

受け取った保険金の総額から、すでに払い込んだ保険料などの必要経費を差し引き、さらに特別控除50万円を差し引いた金額が、一時所得となります。

■自営業、家賃・地代収入、譲渡所得などがあつた方

確定申告等が必要な場合があります。保険の外交員など報酬の支払調書をもっている方は、必要経費を申告しなければなりません。

■問い合わせ先／・本庁 税務課 課税係 ☎ 0137-84-5111（内線1111、1112、1113、1114、1115）

・瀬棚総合支所 地域町民課 税務係 ☎ 0137-87-3311（内線3116）

・大成総合支所 地域町民課 税務係 ☎ 01398-4-5511（内線2119、2120）